

第545回（令和6年度第2回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和6年7月26日（金）9時30分～11時50分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 植木委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、前田労働基準部長

中塚賃金室長、市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議事

（1）令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

（2）鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について

（3）最低賃金に関する基礎調査結果等について

（4）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

（5）その他

5 資料目次

（1）鳥取県最低賃金専門部会委員名簿

（2）2024年鳥取県最低賃金の改定に当たっての意見書

（3）令和6年度 鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果（令和6年7月19日現在）

（4）令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果

（5）鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移

（6）過去5年における公益見解に用いられた指標等

- (7) 求人票に記載された賃金額資料
- (8) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県、決まって支給する給与関係時系列表・所定内給与関係時系列表）
- (9) 令和 6 年度 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
- (10) 山陰の金融経済動向（日本銀行松江支店 2024.7.1）
- (11) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果（2024年6月調査）（日本銀行松江支店）
- (12) 鳥取県の経済動向（令和 6 年 7 月号）（鳥取県）
- (13) 鳥取県内の雇用情勢、最近の雇用失業情勢（令和 6 年 5 月）
- (14) 消費者物価指数の推移
- (15) 令和 5 年鳥取県人口移動調査結果
- (16) 高等学校卒業後の就職先別県外就職者数（令和 4 年度・令和 5 年度学校基本調査）
- (17) 令和 6 年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況
- (18) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の申出書
- (19) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の申出書
- (20) 要請書（最低賃金の大幅な引上げ及び全国一律化について）（鳥取県弁護士会）

机上配付資料

- 1．第 2 回目安に関する小委員会資料
- 2．第 3 回目安に関する小委員会資料
- 3．第 4 回目安に関する小委員会資料
- 4．第 5 回目安に関する小委員会資料

当日配布資料

- 1．令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 2．第69回中央最低賃金審議会 議事次第
- 3．中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告
- 4．鳥取県最低賃金改正試算表
- 5．最低賃金引上げと影響率のイメージ

6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第545回（令和6年度第2回）鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日の審議会は公開しており、3名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する石川委員が欠席です。現時点で15名の委員のうち、14名の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、これより先の審議会の進行を会長をお願いいたします。

佐藤会長 おはようございます。では、第2回ということで、次第に従って進めていきたいと思いますが、まず、議事の1、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、7月25日、既に報道等で御存じかと思いますが、中央最低賃金審議会において答申がありました。

令和6年度の地域別最低賃金の目安及び関連する資料について、事務局から説明をお願いいたします。

市村賃金室長補佐 7月25日木曜日を開催されました第69回中央最低賃金審議会で、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられました。

当日配付資料の1ページ、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）と、9ページの、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解、及び、4ページの、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告などを用いまして、答申文の読上げ及び公益委員見解の主なポイントを御説明申し上げます。

〔答申の読上げ〕

続きまして、答申の別紙1の令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解の主なポイントを労働者の生計費を中心に説明させていただきます。

9ページを御覧ください。まず、引上げ額の目安は、Aランクが50円、Bランクが50円、Cランクが50円です。各地方最低賃金審議会で目安どおりの改正を行われれば、全国平均は、1,054円となります。

目安の審議については、最低賃金を引き上げる必要性については、労使とも理解されて

いるが、金額・水準に隔たりがあり、最低賃金法第9条第2項の労働者の生計費、及び賃金、並びに通常の事業の賃金支払能力の3要素のデータに基づき、丁寧に議論を積み重ねられました。

今年度の目安審議において、3要素のうち、公益委員が最も重視された要素は、アの労働者の生計費ですが、労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数をみると、昨年10月から今年6月までの持家の帰属家賃を除く総合は平均3.2%と、前年同期平均4.3%から引き続き高い水準となっています。加えて食パン、鶏卵などの生活必需品についても昨年10月から今年6月まで平均5.4%、前年同期比平均4.8%から引き続き高い水準となっています。

労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力これらを勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては5.0%（50円）を基準として検討することが適当であると考えられるとされました。

また、各ランクの目安額については、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であるとされました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円（4.6%）、Bランク50円（5.2%）、Cランク50円（5.6%）とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があるとされました。

資料13ページの、オの政府に対する要望については、従来の業務改善助成金のみならず、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金等のほか、税制についても設備投資の税制の言及、価格転嫁についてもかなり具体的な内容となっております。

資料15ページの、カの地方最低賃金審議会への期待等については、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こう

した前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議の際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考えたとされました。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、今、目安額がCランクも50円であるということが示されました。ここで、一旦確認をしたいのですが、この目安を出すに当たっては全会一致ではないということでしょうか。

中塚賃金室長 中央最低賃金審議会での全会一致ということですね。

佐藤会長 はい。

中塚賃金室長 全会一致ではございません。

佐藤会長 ありがとうございます。

ということで、全会一致ではないのですが、目安額が50円ということで、昨年よりも大幅に、特にCランク、前回に比べると11円以上上がった額での目安額ということが示されました。これから、委員の方の御意見を賜りたいと思いますが、その前に、使用者側、労働者側、それぞれの委員同士でも意見交換されたいと思いますので、分かれて協議をしていただく時間を取りたいと思います。10分程度でよろしいですか。

(異議なし)

佐藤会長 では、10分程度、分かれて協議していただきたいと思います。

各側協議の後に、公益委員としても御意見を伺いたいと思いますので、公使、公労の協議を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、協議場所の準備をお願いします。10分間、休会いたします。

〔各側協議〕

佐藤会長 それでは、再開します。

双方の協議は終わったと思いますが、これから異例ではありますが、公益委員がそれぞれ委員の御意見を賜りたいと思っております。

まず、最初に、使用者側委員からの御意見を賜りたいと思いますので、会場の準備をお願いします。休会します。

〔公益・使側協議〕

〔公益・労側協議〕

佐藤会長 それでは、再開したいと思います。

貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

それでは、目安額の報告を受けて、それぞれ使用者側委員、労働者側委員からも御意見を賜りたいと思います。では労働者側委員からお願いいたします。

河村委員 まず、中央最低賃金審議会目安に対する労働者側委員の受け止めということで、お話をさせていただきます。

今回も各種データを基に過去最高となる目安金額が早期に示されたということは、一定程度評価ができるとは思っています。ただ、中央最低賃金審議会の資料の中の幾つかの指標においては、ランクの中での逆転現象が起きていると。AランクよりもCランクの方が高いというような、逆転現象が見られているにもかかわらず、ランクの統一した金額50円オールということで金額が示されたということは、ランク目安制度の在り方が問われていると言わざるを得ないと思います。今までなぜAランク、Bランク、Cランクで額差をつけたのか、その根拠が今年にはなぜなかったのか、そういったところは少し精査が必要なのではないかと思っています。

また、今年の中央最低賃金審議会議論においても、最低賃金としてのあるべき水準、そういった議論が全くされていないということは残念で仕方がありません。現行水準を是とした上で、現下の情勢に議論をしたにすぎないと思っています。最低賃金の本質の議論が欠けているというふうに思っておりまして、それは誠に残念な結果だと思っています。

ただ、いろんな指標を考えながら中央最低賃金審議会の中で議論をされ、決定された目安ですので、この目安額というのは尊重をしてまいりたいと思います。その上で、労働者側の基本的な考え方としては毎年変わっておりませんが、5点ほど上げたいと思います。

憲法第25条生存権あるいは最低賃金法第1条の目的、これらを踏まえた上で労働者、生活者のセーフティーネットとしての最低賃金であること、これが1点目です。

2点目、中央最低賃金審議会での審議経過及び目安額を尊重した審議を行うということ。

3点目、働くことに意欲が持てる水準とすることで、我々、連合鳥取が掲げる働くことを軸とする安心社会の実現、これを図ってまいるということ。

4点目です。鳥取県の最低賃金が抱える課題である、まずは、絶対額の低さ、それと地域間格差、この改善を図っていききたいということ。

最後です。これも今年も重要な部分かと思えますけども、中小、小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備をするという観点。

この5つの基本的な考え方で審議に臨みたいと考えております。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

その他、労働者側の委員の方で御意見はありますでしょうか。よろしいですか。

では、使用者側委員、お願いいたします。

西村委員 それでは、使用者側の見解ですけれども、率直に50円という示された目安については、高過ぎるという印象です。さらには、先ほど河村委員のお話にもありましたが、目安の根拠自体がデータで示されていないと思っております、その点が非常に遺憾であるという認識です。

最低賃金を上げていくというところで、使用者側の判断根拠、審議会の中でも、データに基づいて判断をなささいという表現がありますので、我々としてそのデータに基づいた判断をするというところかというと、法令で決められていますのは生活保護費が一つ決められております。生活保護費は鳥取県内で、確か鳥取市が一番高かったと思いますが、週7時間、20営業日で勤務したとすると、大体730円前後の金額になりますので、それを最低賃金が上回らないといけないというところについては、クリアがされているということ。あと、他県と比較して、相対的に見ても現状が著しく実態と乖離しているとは思っておりません。

そんな中で、それでもあえて労働生産性が全く変わらないという状況の中でも最低賃金を上げるというところを踏まえると、合理的な根拠というのは、やはり消費者物価の上昇への対応ということにはかならないと思っております。今まで100円で買っていた物が110円出さないと買えないというのは、実質的にお金の価値が減っているということなので、お金の価値が減っている部分については当然、補填が必要だという認識をしております。

それでいくと、今900円という最低賃金が、この消費者物価というのがいろんな指標がありまして、4%から5%ぐらい幅がある計算値がいろんな計算軸で出ていますが、一番少ないところの4%で計算をすると36円、5%で計算すると45円ということなので、その間の中で議論が進められていくべきだと考えています。

もう一つ、これは私の個人的な意見ですが少しお話しさせていただくと、昨年まで示されていた目安というのはある程度地方の審議会に裁量が与えられているような目安が示さ

れていたのではないかと思います。昨年の実態を見ても、実際にかかなりの幅があります。鳥取県はプラス7円ということで、金額で言うと、トップから2番目、8円というところがありましたので、2番目だと思いますが、それが実現できたというのは、やはりもともとのベースがそれなりの、言い方がちょっと不適切かもしれませんが、それなりのベースがあったからこそ、そういったいろんな裁量の中で決められていたというふうに思うのですが、今回の50円というのは、そういう意味でいうと我々の認識よりはかなり大きな数字が出ているということで、非常に話が進めにくいというのが実感としてございます。この辺についても、今後のこともあるのですが、先ほどのデータで示すという部分についてきちんと対応いただきたいということ、これは中央へのお願いとして、考えているところでございます。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

使用者委員の方で、ほかに御意見を述べられたい方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

では、両者から伺いました御意見を参考に今後、専門部会で、真摯に議論等を重ねていきたいと思えます。

では、議事の2番目です。鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について、関係労使の意見聴取の公示を行ったところ意見が提出されたということですので、事務局から報告をお願いします。

市村賃金室長補佐 最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、令和6年7月1日に、鳥取県最低賃金審議会の改正決定について関係労使の意見聴取の公示を行いましたところ、1団体から意見が提出されました。資料2が団体の意見書（要請書）でございますが、意見（要請）内容を説明させていただきます。

7月22日に、鳥取県労働組合総連合議長田中暁様から、鳥取地方最低賃金審議会会長宛てに、2024年鳥取県最低賃金の改定にあたっての意見書と題する書面が提出されました。

その意見の要旨といたしましては、労働基準法及び最低賃金法の法理は、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正競争の確保、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、地域別最低賃金は地域における労働者の生計費、賃金、通常の実業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない、生活保護に係る施策との整合性に配慮する

ものとされています。

現行の鳥取県最低賃金を基に月法定時間数で計算すると年収188万円程度にしかならないため、労働者の生活の安定に資するとは到底言い難く、また、労働力の質的向上を期待できる金額とは言えない。

毎月勤労統計調査を基に、県内パートタイム労働者の時給を計算すると1089円となるが、これより低い最低賃金では、人件費削減で経営基盤の安定化を図る動機付けになると予想され、競争力の弱体化につながる恐れがある。

県内労働者の賃金実態は既に最低賃金額を大幅に上回っており、一刻も早く地域における労働者の賃金水準に到達させるとともに、その水準を引き上げるための議論が求められる。

現在の経済状況はいまだに中小企業や地域経済は厳しい状況にあるが、これを理由に引上げ額を配慮しなければならないほど、最低賃金が高い状況にあるわけではなく、事業主には最低賃金を大幅に引き上げるだけの支払能力が存在していると言える。賃金を下支える最低賃金の引上げは使用者の責務といえることから、こうした観点での議論を期待する。

最低賃金改定審議に当たり、労働者の生存権を保障すると同時に、社会全体の持続的発展を可能にする制度として最低賃金はいかにあるべきかが、議論の中心に据えられるよう要請する。旨の意見でございました。

要請書の全文はこの資料で御確認いただきたいと思います。

以上、意見書が提出されていますので、御報告いたします。

このほか、最低賃金法第25条第6項に基づく関係労使の意見陳述につきまして公示等により募集いたしましたところ、1名の申出がありましたので、今後開催いたします第2回鳥取県最低賃金専門部会において意見陳述をしていただく予定としていますので、御報告いたします。

続きまして、第544回（第1回）鳥取地方最低賃金審議会において御審議いただきました書面による意見聴取の実施結果について説明させていただきます。なお、意見書の提出締切りの関係から、本日は7月19日現在での調査結果表のみについて資料提出をさせていただきます、詳細な資料は第2回鳥取県最低賃金専門部会において提出させていただきますと思います。

〔資料説明〕

佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明を頂きましたが、この件について何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。

(なし)

佐藤会長 毎年、このような貴重な御意見を頂いているところであります。私どもも真摯にこれらを読んで、検討させていただいた上で、議論に臨ませていただいているところです。金額審議の中でも、これらの意見について触れることもあろうかと思っておりますので、その都度、各委員の御意見を伺っていきたく思います。よろしく願いいたします。

では、議事の3番目にいきたく思います。

議事の3、最低賃金に関する基礎調査結果等について、事務局より最低賃金に関する基礎調査と、その他の資料についての説明をお願いいたします。

〔資料説明〕

佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今説明を頂きましたが、委員の方から何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

河村委員 何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず、本冊の57ページの鳥取県最低賃金改正試算表についてです。適用労働者数が復元して8万8,696人ということですが、復元前の人数を教えてくださいませんか。これが1点です。

もう1点は、机上配付資料の18ページの地域別最低賃金の未満率と影響率という資料ですが、恐らく先ほど質問をした資料とリンクをしている内容だろうと思うのですが、19ページの賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率という資料との差、何が違うのかを教えてくださいという、2点です。よろしく願いします。

佐藤会長 事務局から、2点、御回答をお願いします。

中塚賃金室長 まず、本冊の57ページの適用労働者数への復元前の人数ということですが、復元前の人数は、6,761人になります。

それから、2番目に御質問のありました机上配付資料の18ページと19ページの同じように未満率と影響率があるということでしたが、詳しく確認し、御報告をさせていただきます。よろしく願いします。

河村委員 確認いただく際に、18ページは恐らく昨年調査をされて、先ほどの6,761人を復元して、8万8,696人に復元したものをベースに作られているものだろう

と思うのですが、19ページの調査の方法と、例えば母数とか、その対象の範囲とか、その辺りも含めて教えていただければと思います。以前から申し上げているように、この18ページの資料でいくと、どちらかという賃金が低い側の調査、低い方々に偏った調査になっていまして、それを復元したときに少しあり得ない数字が出てきているのではないかという、御指摘を以前もさせていただいていました。それと比べると、この賃金構造基本統計調査の特別集計の方は、比較的全体的な調査の中で恐らく数値を復元はされて出てきている数値ではないかということで、より実態に近いのはこちらではないかと推測をしています。その辺りの裏付けを取りたいので、そういった詳細を教えていただければと思います。

もう一点。先ほど6,761人とされたところの数字に絡むのですけれども、いわゆる未満率が2.13%ということで、できましたら特例として除外をされている人数の把握をされていれば、その人数も少し教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤会長 御回答をお願いいたします。

中塚賃金室長 では、19ページの調査の方法であるとか、母数であるとか、対象範囲であるような詳細と、あとは減額特例の対象者数は過去何年かという形でよろしいでしょうか。

河村委員 今回の資料に関わるものでいいです。

中塚賃金室長 今回の資料に関わるものの数字が出るかということですね。

河村委員 はい。

中塚賃金室長 確認して報告をさせていただきます。

佐藤会長 よろしいでしょうか。

河村委員 要するに未満率と言いながら、結局、特例で省かれている方は、その率に含めるべきではないと思っています。ということは、それが影響率にも響いてきますので、そこを少し見たいということですので、よろしく願いします。

佐藤会長 よろしく願いします。

そのほかありますでしょうか。

西村委員 資料がたくさんありますので、どこかにあるのかもしれませんが、資料の中で鳥取県内の最低賃金の推移が10数年分あったかと思うのですが、道理で考えると、最低賃金がどんどん上がると、普通に考えれば年収もどんどん上がっていくと思うのですが、

たしか国税庁が、鳥取県内の数字が出ているかどうか私も自信がないんですけども、平均年収の数値を確か握っていると思いますので、そんなにたくさんの年数は要りませんけれども、比べたいのは最低賃金の上昇率と鳥取県内の平均年収の上昇がリンクしているかどうかです。本来の姿であれば当然、最低賃金がボトムアップするわけですから、全体的に年収が上がっていくのが自然な流れだと思うのですけれども、多分そうはなっていないで、これは推測で言っています、別の状況があるのではないかと。その状況も踏まえたところで議論を進めたいと思うので、直近10年分ぐらいでもいいので、最低賃金の上昇率と実際の平均年収の上昇率がどんな関係性があるのかというものが分かるものが頂きたいです。

佐藤会長 御回答をお願いします。

中塚賃金室長 分かりました。国税庁が行っている調査の中で、直近10年間ぐらいの平均年収の上昇率というのが分かるので、これも事務局で確認しまして、資料として提示したいと思います。

西村委員 ありがとうございます。

佐藤会長 それでは、ほかにございますか。よろしいですか。

では、議事を進めさせていただきます。

議事の4番目、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてとなります。これについて諮問がありますが、その前に、改正の申出があった特定最低賃金について申出状況等を事務局より御報告をお願いいたします。

市村賃金室長補佐 資料ナンバー17を御覧になっていただきたいと思います。こちらは、申出内容を一覧にしたものでございます。現在、鳥取県においては2件の特定最低賃金が設定されておりますが、本年度、特定最低賃金について改正の申出がありました鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び鳥取県各種商品小売業最低賃金について御説明をさせていただきます。

2件とも、申出の内容は労働協約ケースでございます。

ここで最低賃金決定要覧の209ページを御覧ください。新産別最低賃金の運用方針ですが、労働協約ケースにつきましても、1の(1)のロ(イ)の要件になります。一定地域内の事業所、つまり鳥取県内の事業所で使用される同種の基幹労働者のおおむね3分の1以上の者が賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受ける場合であって、2以上の労働協約による場合は、その当事者である労働組合等の全部の合意により行われ

る申出であることとされています。

次に、それぞれの申出書は、資料ナンバー 18 と、資料ナンバー 19 にございます。

まず、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る申出書において労働協約による最も低い賃金額は、時間額で 978 円と記載されてございます。

また、鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る申出書においては、労働協約による最も低い賃金額は、時間額で 955 円と記載されてございます。

これらにつきまして、事務局において審査したところ、2 件ともそれぞれの申出書には必要事項が記載され、必要な疎明資料の添付があり、いずれも申出要件を満たしているものと認められ、正式に受理したものでございます。

以上のとおりの申出内容でございますので、本日、改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今の報告について何か質問、意見等ありますでしょうか。

河村委員 1 点、確認をさせていただきたいと思います。3 月の審議会だったと思うのですが、その際に電子部品・デバイス・電子回路の特定最低賃金に関して使用者側から廃止の意向表明がされていたかと思いますが、その取扱いといたしますか、その後の御報告を頂きたいと思います。以上です。

佐藤会長 では、事務局、お願ひいたします。

中塚賃金室長 3 月の審議会で各種意向表明ということで、3 件の意向表明を報告させていただきましたが、先ほど河村委員がおっしゃられました廃止に係る意向表明につきましては、今回、廃止に係る申出というのはございませんでした。意向はありましたが、廃止の必要性の申出はございませんでしたので、このたびの審議につきましては、2 件の改正の必要性の審議を行っていただくということになります。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。

中塚賃金室長 補足ですが、本冊資料の 140 ページを見ていただきまして、令和 6 年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況というところで、昨年 の審議会等で御要望いただきましたので、備考欄に最も低い賃金額を、今回から入れさせていただきましたので、報告させていただきます。

河村委員 ありがとうございます。分かりやすいと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、諮問をお願いいたします。

〔局長から会長へ諮問文を手交〕

佐藤会長 それでは、諮問文の読上げをお願いいたします。

市村賃金室長補佐 鳥労発基0726第1号。令和6年7月26日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取労働局長、平川雅浩。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

令和6年7月16日付けをもって、申出代表者U A ゼンセン鳥取県支部支部長北畑仁史から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

もう一つは、鳥労発基0726第2号。令和6年7月26日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取労働局長、平川雅浩。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）。

令和6年7月19日付けをもって、申出代表者電気連合鳥取地域協議会議長筧憲之介から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今、読み上げていただいたとおりの諮問文2通を平川局長より頂きましたので、今後の審議会において、改正決定の必要性について審議してまいりたいと思います。

この件について、何か御質問、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

では、議事の5、その他になりますが、事務局から今後の日程等の説明をお願いいたします。

市村賃金室長補佐 まず、1点目は、最低賃金の大幅な引上げ及び全国一律化について鳥取県弁護士会から要請がございましたので、内容を説明いたします。

資料ナンバー20を御覧いただきたいと思います。最後の文面になりますが、上記を踏まえ、当会は鳥取地方最低賃金審議会に対し、鳥取県の地域別最低賃金の大幅な引上げの答申を出すことを求めます。また、厚生労働省に対して、全国一律最低賃金制度の導入を検討するよう求めます。

本日は時間の都合上、全部は読み上げませんが、また後で御確認いただければと思います。以上です。

2点目は、第546回本審の件です。次回の審議会（答申）に関しましては専門部会の審議状況によることとなりますが、現時点では8月5日月曜日、13時15分より、こちらの会議室におきまして開催を予定しております。また、予備日を設けております。こちらの予備日に関しましては、前回スケジュール表をお配りしておりますので、また日程調整等をお願いしたいと思います。

また、委員の皆様におかれましては、8月5日の本審及び予備日の8月6日から8月9日の本審につきましても、出席に向けての日程の確保をお願いいたします。

ただし、専門部会での結審が全会一致に至った場合には、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会報告をもって審議会で決議されたものとみなされるため、審議会は省略されることとなります。

また、審議状況により、今後日程が変更となる可能性もありますので、その際は事前に御連絡いたします。御連絡につきましては、可能な限り早めにメールにより御連絡をいたしますが、時間がございませんので、あらかじめ準備をお願いいたします。

また、答申後において異議申出があった場合は、異議審議を行うこととなりますが、本審（答申）の開催状況に応じて異議審議の日程も8月21日から8月27日の間で開催されますので、併せて日程の確保をお願いいたします。

3点目は、鳥取県最低賃金審議会専門部会委員についてです。該当の方には既に御案内をしておりますが、今年の7月19日付けで資料1の名簿記載の方を専門部会委員として任命させていただいております。第1回最低賃金審議会専門部会は、本日、この本審終了後にこの会場にて開催させていただきますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

4点目は、特定最低賃金の必要性に関します審議の日程です。本日、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び各種商品小売業の特定最低賃

金の必要性の有無に関します諮問が行われましたので、速やかに各特定最低賃金の専門部会委員の推薦公示を行う予定です。専門部会委員が決まっていない状況ですので、日程調整次第ではございますが、必要性審議に係ります審議会の開催日につきまして、書面による意見聴取の実施等を考慮し、9月9日から18日の間で開催したいと考えておりますので、日程の確保をお願いいたします。

5点目ですが、審議会閉会后に事務連絡をさせていただきますので、委員の皆様には閉会后におきましては、この場でお待ちください。

以上でございます。

佐藤会長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かありますでしょうか。よろしいですか。

では、長時間となりましたが、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。